

令和 3 年 6 月 28 日

水際対策強化に係る新たな措置（１５）に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和 3 年 6 月 28 日）（以下「措置（１５）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

1. 措置（１５）の 1（１）に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1（１）の前段に基づく措置の実施 開始日時 （日本時間）	1（１）の後段に基づく措置の実施 開始日時 （日本時間）
アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、モルディブ	令和 3 年 6 月 28 日	令和 3 年 7 月 1 日 午前 0 時	令和 3 年 7 月 1 日 午前 0 時

2. 措置（１５）の 1（２）全文に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1（２）の前段に基づく措置の実施 開始日時 （日本時間）	1（２）の後段に基づく措置の実施 開始日時 （日本時間）
バングラデシュ	令和 3 年 6 月 28 日	令和 3 年 7 月 1 日 午前 0 時	令和 3 年 7 月 1 日 午前 0 時

3. 措置（１５）の 1（２）前段に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1（２）の前段に基づく措置の実施開始日時（日本時間）
インドネシア、ウガンダ、英国、エジプト、マレーシア	令和 3 年 6 月 28 日	令和 3 年 7 月 1 日午前 0 時

4. 措置（１５）の１（３）に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	１（３）に基づく措置の実施開始日時（日本時間）
アイルランド、アラブ首長国連邦、エストニア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、スウェーデン、スペイン、タイ、チュニジア、デンマーク、ナイジェリア、フィリピン、フランス、ブラジル、米国（アイダホ州、アーカンソー州、アリゾナ州、オレゴン州、カンザス州、ケンタッキー州、コロラド州、デラウェア州、ネバダ州、ミシシッピ州、メイン州、モンタナ州、ルイジアナ州、ワシントン州）、ベトナム、ペルー、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、ヨルダン、ラトビア、ロシア（モスクワ市、モスクワ州、サンクトペテルブルク市）	令和３年６月２８日	令和３年７月１日午前０時

5. 措置（１５）の２に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	２に基づく措置の実施開始日時（日本時間）
カナダ（オンタリオ州）、スイス、米国（フロリダ州、ミネソタ州）、ルクセンブルク	令和３年６月２８日	令和３年７月１日午前０時

（以上）